

会計規程の改正等の内容に 関する検討について

2022年2月25日

電力広域的運営推進機関 事務局

- 『電気事業法』及び『再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法』の改正（令和4年4月1日施行）により、本機関に新たな業務が追加することとなりました。
- これに伴い、会計規程に 勘定区分、資金の調達 及び 資金の運用 に関する規定を追加する必要が生じ、今般改正を行います。
- 内容の詳細については、新たに制定する『余裕金等の運用業務の細則に関する規程』で定めます。
- 主な改正内容は、2022年度から新たに本機関の業務となる F I T 等の実施に伴う資金の管理等に関する内容の追加であり、新業務の実施に欠かすことのできないものであることから、その内容についてご議論頂きたい。

【電気事業法等の改正内容】

【ご審議頂きたい事項】

1. 預金口座の区分管理の実施について
2. 余裕金等の運用の実施について
3. 余裕金等の運用経過等の報告について
4. 借入金の実施について

電気事業法等の改正内容

- ◆ 今回の会計規程の改正に関連する電気事業法等の改正内容は、以下のとおりです。

【電気事業法】

1. 経理を区分する業務を追加（第28条の51）

－ 新業務が追加されました －

現 行
①広域系統整備交付金交付業務
②災害等扶助交付金交付業務
③その他

⇒

2022年4月1日以降
①広域系統整備交付金交付業務
②供給促進交付金交付業務 調整交付金交付業務 系統設置交付金交付業務 納付金徴収業務
③解体等積立金管理業務
④災害等扶助交付金交付業務
⑤入札業務
⑥その他

2. 資金の調達を追加（第28条の52）

現 行
(新規)

⇒

2022年4月1日以降
資金の借入れ 広域的運営推進機関債の発行

3. 資金の運用を追加（第28条の54）

現 行
(新規)

⇒

2022年4月1日以降
余裕金の運用

【再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法】

資金の運用を追加（第15条の15、第41条）

現 行
(新規)

⇒

2022年4月1日以降
解体等積立金の運用 納付金の運用

※ 以下、余裕金、解体等積立金及び納付金の運用を、余裕金等の運用と言います。

ご審議頂きたい事項

論点一覧

論点	カテゴリー	審議事項	論点
①	預金口座の区分管理の実施	銀行口座の設定及び管理を会計室長の責任で行えることとして良いか。	F I Tの移管元である法人では、経理責任者（理事）が銀行口座の設定及び管理を行っているが、その任を室長に下ろすことはガバナンス的な点から如何か。
②	余裕金等の運用の実施	余裕金等の運用は理事会の議決で行えることとして良いか。	余裕金等の運用は、理事会の議決を以って行うこととしたいが、運用により損失が生じるような事態は避けなければならない、そのためには組織としての的確な意思決定が必要との観点もあることから、理事会の議決のみの手法は如何か。
③	余裕金等の運用経過等の報告	理事会、評議員会及び総会への報告は少なくとも年1回行うことで良いか。	運用経過等の報告頻度は、頻繁に行うほど運用の経過を把握しやすい面があるが、金融情勢に大きな変化がない状況下では形骸化しやすいこともあることから、総会等への報告頻度は適切か。
④	借入金の実施	借入金の実施は理事会の議決で行えることとして良いか。	借入金の実施は、理事会の議決を以って行うこととしたいが、資金の借入れは、本機関外に負債を抱えることであり財務の健全性という観点からは最小限に抑えなくてはならず、そのためには組織としての的確な意思決定が必要との観点もあることから、理事会の議決のみの手法は適切か。

1. 預金口座の区分管理の実施

審議事項 1 銀行口座の設定及び管理を会計室長の責任で行えることとして良いか。

- 本機関では、業務毎の経理を明確化するため、経理毎に銀行口座を設定及び管理し、同一経理内でも、必要に応じて資金用途等により口座を分けて管理する。
- 口座の設定及び管理は、資金管理の実務者として、今回新たに設置したポストである会計室長に権限委譲し行わせるという整理がある（ただし口座開設自体は理事会の承認事項）。
- 一方で、F I Tの移管元である法人では、経理責任者（理事）が口座の設定及び管理を行っていることから、その任を室長に下ろすことでガバナンス的に問題は無いのかとの観点もある。
- 本機関では、管理を室長に下ろすことで大きなガバナンスの低下が生じるとは考えていないが、本件も含めガバナンス全般について補強すべき点があれば、今後、監査等を通じて強化していくこととし、口座の設定及び管理については、資金管理の実務に最も熟知した会計室長に権限委譲し行わせることとしたいが如何か。

案	内容	メリット	デメリット
①	資金管理の面では実質的に総務部長と同等の権能を担う会計室長が設定・管理する。	実務に最も熟知していることから確実な業務執行が望まれる。	ガバナンス的に弱くならないかとの懸念があるが、会計室長に権限を下すことガバナンス上の課題については、別途外部の知見も参考に対応策を検討する。
②	F I Tの移管元である法人と同様に会計室を管掌する理事が設定・管理する。	ガバナンスの低下が懸念されることなく保持できるものと期待される。	当機関では理事は直接実務に携わらないことから迅速な業務執行が行えるか懸念がある。

【職務権限等】

1. 本機関での室長の職務

○事務局の職制及び権限に関する規程

別表2 各職位の基本的な職務

職位	職務
部長、室長	<ul style="list-style-type: none">・ 所管する組織を統括管理し、本機関の方針に基づいて、中立性、公平性及び透明性を堅持しつつ、分掌業務の適正かつ効率的な運営を図る。・ 理事長、理事又は上位の職位の命を受け、あるいは必要に応じ、総会、理事会、評議員会、委員会等に付する議案書又は報告書を作成する。

2. 本機関での理事の職務及び権限等

○定款

(役員¹の職務及び権限等)

第29条 (略)

2 理事は、理事長を補佐して業務を管掌し、理事会であらかじめ定める順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 本機関は、必要があると認めるときは、理事会の議決により、理事に本機関を代表する権限を与えることができる。

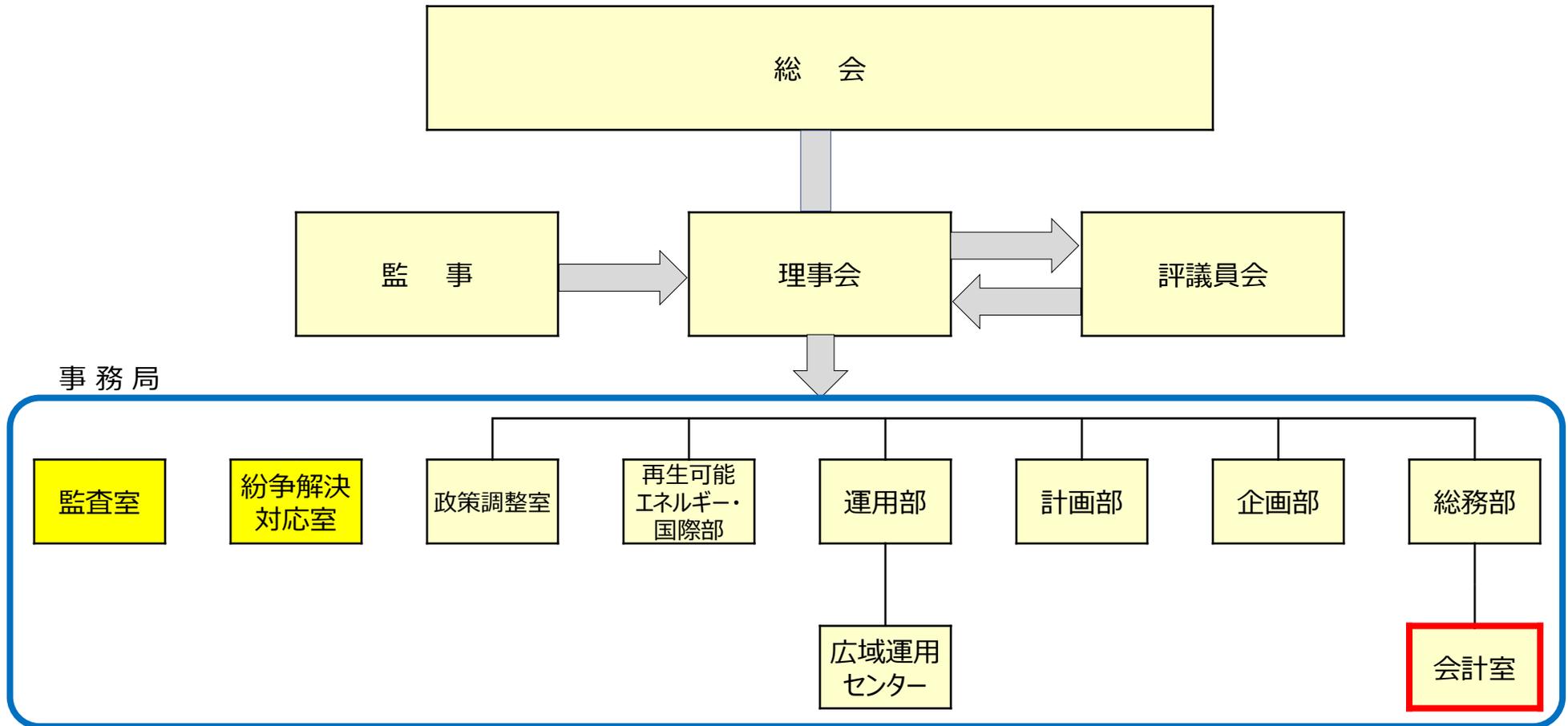
1. 預金口座の区分管理の実施

【組織の業務分掌（2022年2月1日）】

組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・ <u>財務</u> ・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項
企画部	容量市場の設計・管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、その他企画全般
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務
運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守
運用部（広域運用センター）	需給及び系統の状況の監視・管理
再生可能エネルギー・国際部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括
政策調整室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁
監査室	監査全般

1. 預金口座の区分管理の実施

【組織図】



審議事項 2 余裕金等の運用は理事会の議決で行えることとして良いか。

- 本機関では、有価証券の保有、金融機関への預金又は金銭の信託により、余裕金等を運用することができる。
- 手続的には、年度開始前に、理事会、評議員会及び総会で運用方針の議決を頂き、実際に運用を行う際は、運用を開始する前までに余裕金等運用計画を策定し、本機関での議決の後に運用を行う。
運用の経過や運用結果については、理事会、評議員会及び総会に報告を行う。
- 実際に運用を行う際の本機関の議決について、余裕金等の原資が、会員その他電気事業者から徴収した会費や納付金等であることを踏まえれば、運用の結果、損失が生じるような事態は避けなければならない、そのためには組織としての的確な意思決定が必要との観点もある。
- 本機関としては、安全性の高い運用方法や業務運営に支障を生じない運用金額に留意する一方で、判断に時間を掛け過ぎると金利動向の激しい状況では余裕金等運用計画が実態に合わなくなる可能性もあることから、理事会の議決を以って実施したいと考えているが如何か。

案	内容	メリット	デメリット
①	理事会の議決で運用を行う。	余裕金等運用計画を策定してから運用するまでの期間が短縮でき機動的な運用が行える。	総会や評議員会には事後報告となるが、事前の運用方針を丁寧に説明することで、運用方法等の認識に齟齬がないようにしたい。
②	理事会、総会及び評議員会の議決で運用を行う。	余裕金等の運用に総会や評議員会の意向を反映できる。	余裕金等運用計画を策定してから運用するまでの期間が長くなるため、計画を策定した時の条件と実際に運用する時の条件が変わってくるおそれがある。

2. 余裕金等の運用の実施

【余裕金等の運用可能性】

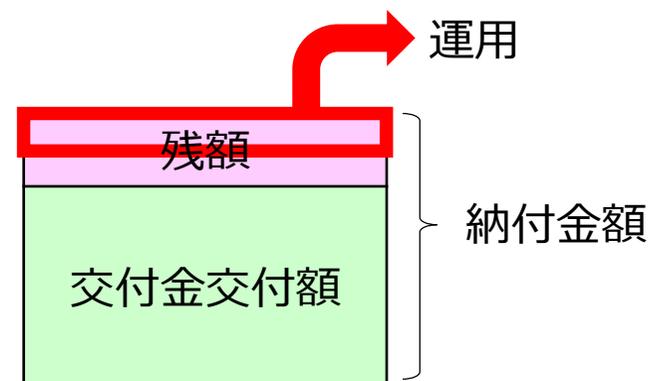
- ① 余裕金
会員から徴収する会費及び一般送配電事業者から徴収する特別会費。
会費は必要額のみ徴収していることから余裕金はなく、運用を行う可能性もない。
- ② 解体等積立金
再生可能エネルギー発電設備の解体等費用として積み立てる積立金。
解体等積立金は、毎月、入金があるが、出金は2032年度までほぼ見込まれないため、その間、運用を行う可能性はある。
- ③ 納付金
小売電気事業者から徴収する納付金。
納付金は、F I Tの移管元である法人でも毎月行っていることから、運用を行う可能性はある。

【運用方法】

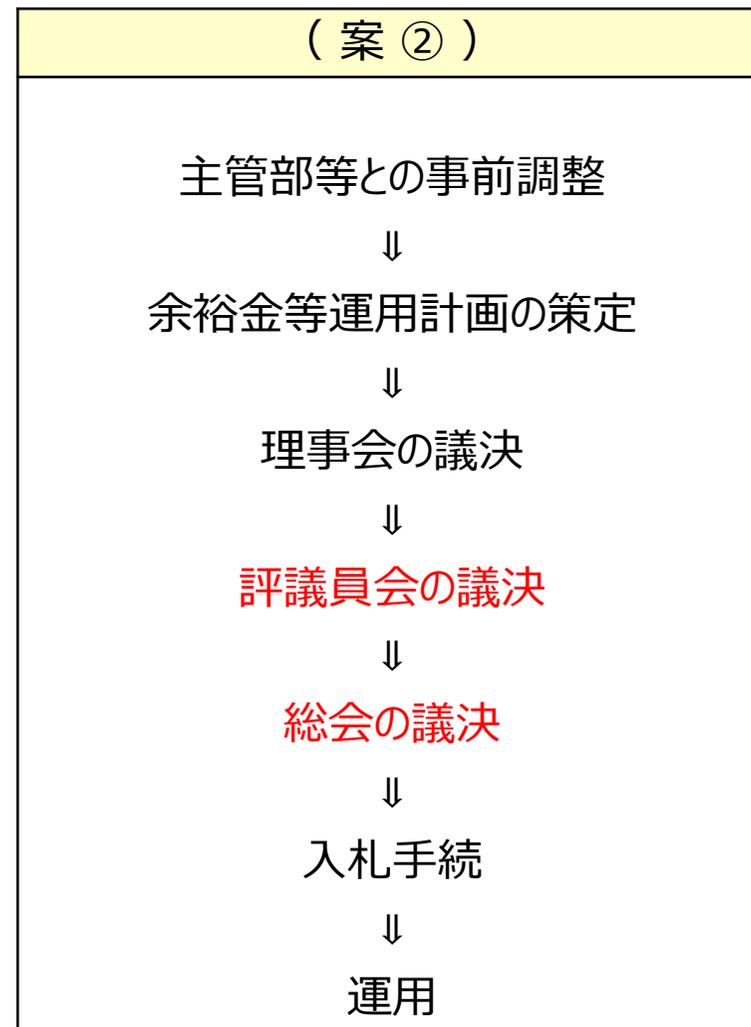
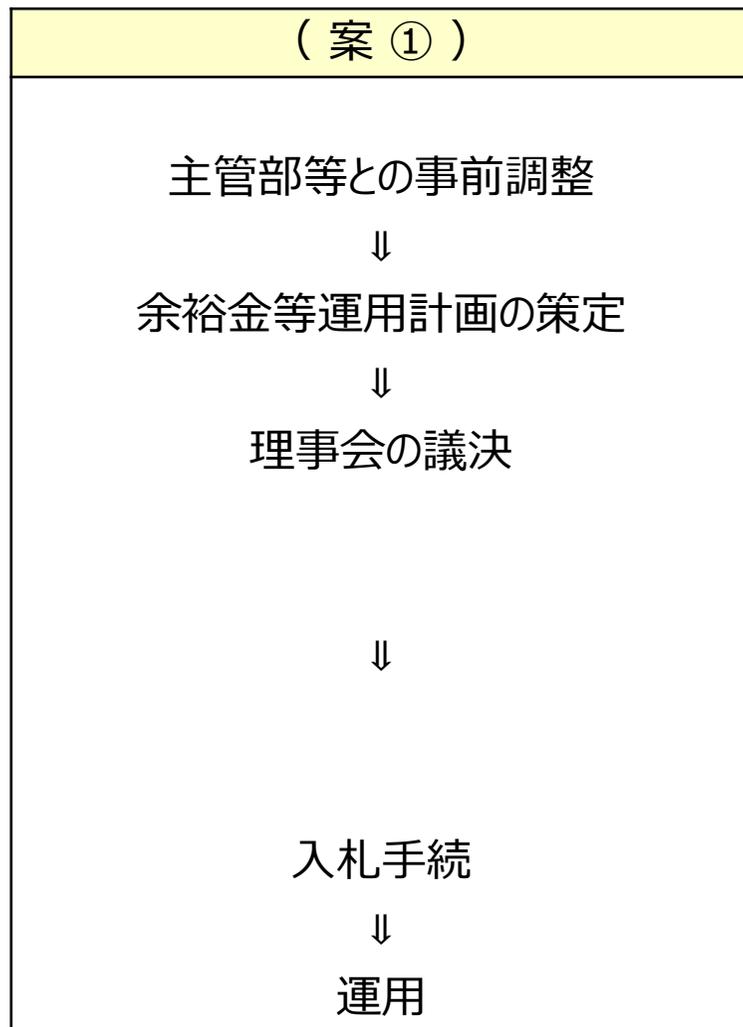
- ① 有価証券（国債、地方債、政府保証債）の保有
- ② 金融機関（銀行、長期信用銀行等）への預金
- ③ 金銭の信託

【納付金運用のイメージ】

納付金の額から交付金交付額を差し引いた残額の一部を運用。



【案①と案②の手続きの流れ】



3. 余裕金等の運用経過等の報告

審議事項 3

理事会、評議員会及び総会への報告は少なくとも年 1 回行うこととして良いか。

- 本機関では、余裕金等の運用の経過や前年度の運用結果は、理事会、評議員会及び総会に報告することとしている。
- 報告の頻度は、多ければ多いほど運用の経過が把握しやすいという面がある一方で、金融情勢に大きな変化がない状況下では形骸化しやすいといった点がある。
- 本機関としては、少なくとも年 1 回報告することとしたい。具体的には、毎事業年度終了後、評議員会及び総会に決算報告を行うが、それと同じタイミングで、前年度の運用結果と運用の経過を報告することとしたいが如何か。
※ 報告回数は必要に応じて複数回行うことも可能。

案	内容	メリット	デメリット
①	少なくとも年 1 回（5～6月頃）報告を行う。	報告の必要性に応じて年複数回報告することもできれば、年 1 回の報告にとどめ、実効性の薄い報告を取り止めることもできる。	評議員会や総会への報告が少なくなるのではないかと懸念があるが、金融市場の動向が激しい時など頻繁に報告が求められる状況では、報告回数を増やし丁寧な報告を行うこととしたい。
②	少なくとも年 2 回（5～6月頃、11～12月頃）報告を行う。	評議員会や総会に、よりこまめな報告をすることができる。	金融情勢に大きな変化がない状況でも、この案件だけのために臨時総会を開催し報告する必要がある。

3. 余裕金等の運用経過等の報告

【総会と評議員会の開催状況】

区 分	開 催 ル ー ル	開催実績（2020年度）
総会	○通常総会 ・ 毎事業年度終了前 2 か月以内 ・ 毎事業年度終了後 3 か月以内 ○臨時総会	① 2020年6月19日 通常総会 ② 2021年1月28日 臨時総会 ③ 2021年3月 2日 通常総会
評議員会	○事業年度において半期ごとに 1 回 ○必要の都度	① 2020年5月20日 第 1 回 ② 2020年6月 2日 第 2 回 ③ 2020年12月22日 第 3 回 ④ 2021年2月 4日 第 4 回 ⑤ 2021年3月25日 第 5 回

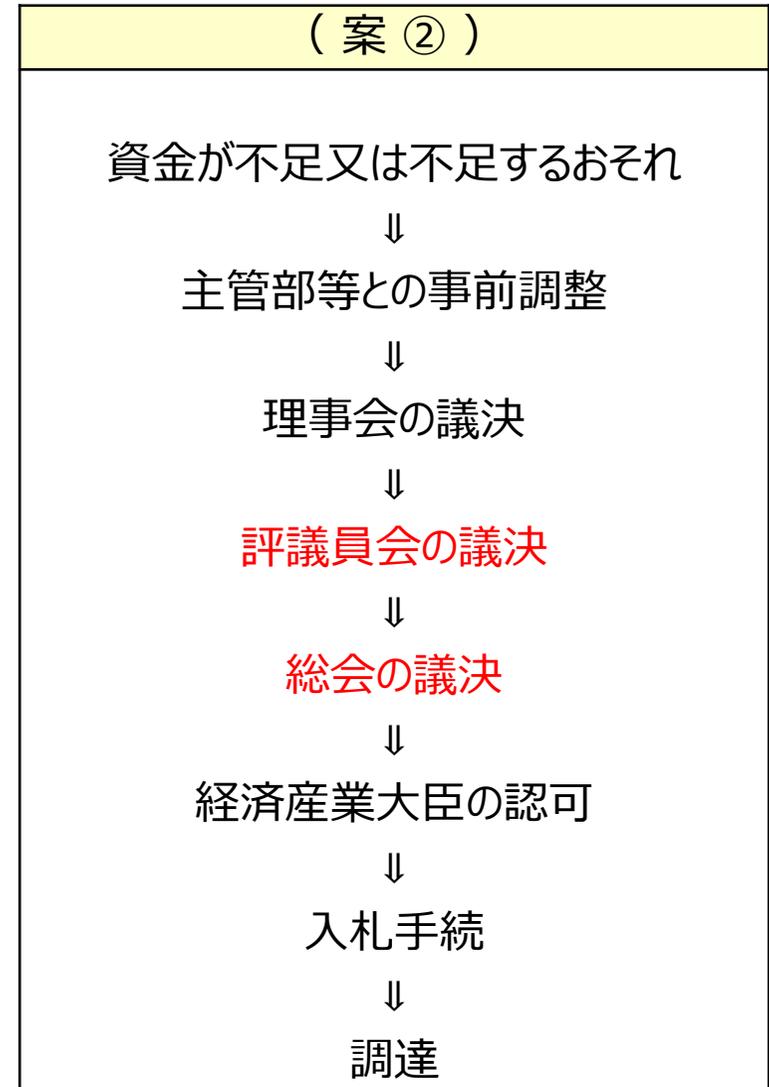
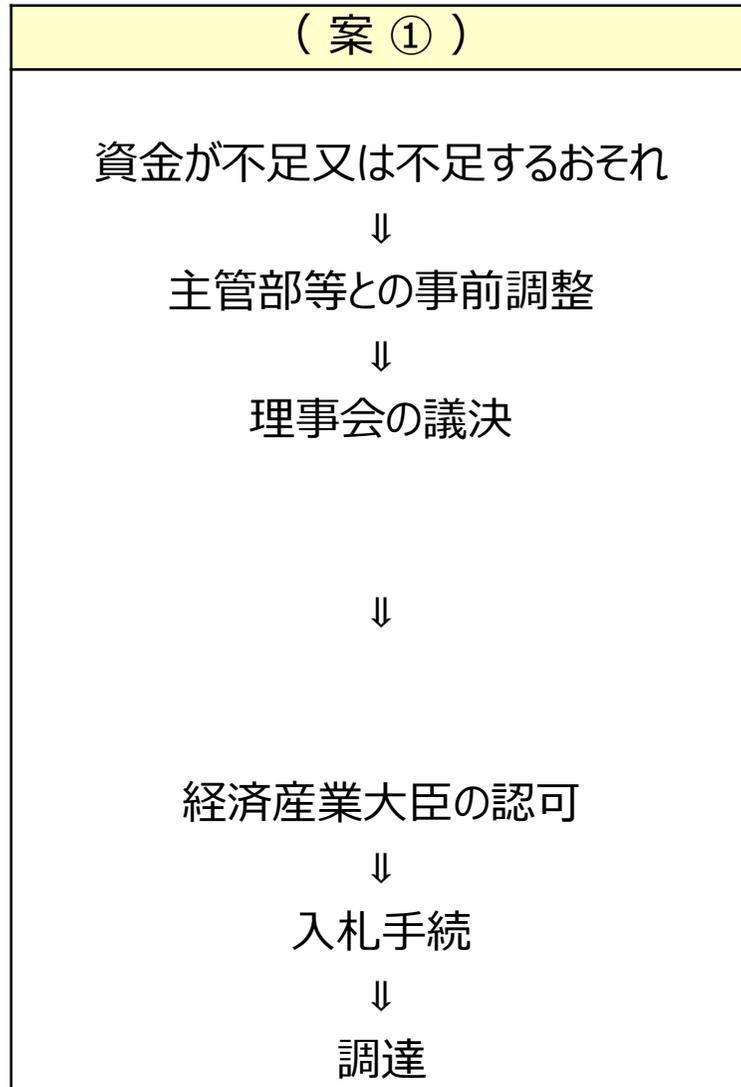
4. 借入金の実施

審議事項 4 借入金の実施は理事会の議決で行えることとして良いか。

- 本機関では、資金が不足する場合や不足するおそれがある場合には、金融機関からの借入金により資金を調達することができる。
- 手続的には、本機関での議決の後に、経済産業大臣の認可を受け調達を行う。
- ただし、借入金による資金の調達は、機関外に負債を抱えることであり、財務の健全性という観点からは最小限に抑えなくてはならず、そのためには組織としての的確な意思決定が必要との観点もある。
- 本機関としては、F I T 制度も安定し資金運用を行うことになっていること、経済産業大臣の認可の際にも借入れが経理的基礎に及ぼす影響が確認されていること、資金が不足するまでに調達を実施する必要があること、という理由から機関内の手続きは理事会の議決のみにしたいと考えているが如何か。

案	内容	メリット	デメリット
①	機関内の手続きは、理事会の議決とする。	迅速かつ機動的な調達が実施できる。	評議員会や総会には事後報告となるが、本機関内部での検討のほか、経済産業省でも確認が行われるため不適切な借入れは行われぬ。
②	機関内の手続きは、理事会、評議員会、総会の議決とする。	借入金の実施に評議員会や総会の意向を反映できる。	実際に資金を調達するまでの間に時間を要することとなる。

【案①と案②の手続きの流れ】



■ 現在、資源エネルギー庁で意見募集中の『電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等』に、資金の借入れの認可に係る審査基準として、広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする旨が記載されています。

○ 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等
(平成12・05・29資第16号)

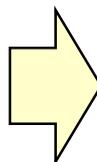
(53) 第28条の5第2第1項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運営推進機関債の発行の認可

第28条の5第2第1項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行の認可に係る審査基準については、資金の借入れ行為及び機関債の発行の行為を必要とする理由、資金の金額及び機関債の金額並びに広域的運営推進機関の財務状態等を考慮して、資金の借入れ行為及び機関債の発行の行為により広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする。

以下のページはご参考です。

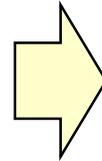
○会計規程 (改正案) – 改正部分抜粋 –

改正前
(勘定区分) 第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、法第28条の5 1及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。
(1) (略)
(新設)
(新設)
<u>(2) 法第28条の40第2項の規定に基づき行う業務</u> (災害等扶助交付金交付業務をいう。)
(新設)
<u>(3) 前2号に掲げる業務以外の業務</u>



改正後
(勘定区分) 第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、法第28条の5 1及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。
(1) (略)
<u>(2) 法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務</u> (供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務をいう。)
<u>(3) 法第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務</u> (解体等積立金管理業務をいう。)
<u>(4) 法第28条の40第2項第1号に掲げる業務</u> (災害等扶助交付金交付業務をいう。)
<u>(5) 法第28条の40第2項第2号に掲げる業務</u> (入札業務をいう。)
<u>(6) 前各号に掲げる業務以外の業務</u>

改正前
(新設)



改正後
<p><u>(資金の調達及び運用)</u></p> <p><u>第14条 本機関は、法第28条の5第1項に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債の発行（広域的運営推進機関債の借換えのための発行を含む。）をする場合には、同項の規定により、事前に経済産業大臣の認可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 本機関は、法第28条の5第4に規定する方法により、業務上の余裕金の運用を行うことができる。</u></p> <p><u>3 本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の15及び同法第41条に規定する方法により、解体等積立金及び納付金の運用を行うことができる。</u></p>

○余裕金等の運用業務の細則に関する規程 (制定案)

(目的)

第1条 本規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき実施する余裕金等の運用（電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第28条の54の規定により行う余裕金の運用並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第15条の15の規定により行う解体等積立金の運用及び再生可能エネルギー電気特措法第41条の規定により行う納付金の運用（以下「余裕金等の運用」と総称する。））業務に関する細則を定め、適切な業務処理を行うことを目的とする。

(基本方針)

第2条 本機関における余裕金等の運用にあたっては、会計規程に従うとともに、原則として余裕金等の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努めることを基本方針とする。

2 再生可能エネルギー電気特措法第2条の6及び第15条の5の規定により政府が講ずる予算上の措置については、その使用目的は交付金の支払いに限定し、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。

(預金口座の区分管理)

第3条 本機関は、余裕金等を区分した経理ごとに口座を設定し管理するものとし、同一経理内においても、必要に応じて資金使途や保有形態等資金管理の目的ごとに口座を設定し管理するものとする。

2 本機関における同一経理内での口座の区分設定・管理は、総務部会計室長の責任において行うものとする。

(適用される財産)

第4条 本規程が適用される財産は、本機関の保有する財産のうち、銀行その他経済産業大臣が指定する金融機関への預金をいう。

(余裕金等の運用の方法)

第5条 本機関の余裕金等の運用の方法は、次のとおりとする。

- (1) 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券（以下「債券等」という。）の保有
- (2) 経済産業大臣の指定する金融機関への預金
- (3) 金銭の信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）

(金融機関等の選択の基準及び競争性の導入)

第6条 本機関は、預金の預け入れ先又は債券の購入先となる金融機関等の選択に際しては、財務内容や格付け等の指標に基づき、経営分析を行った上で決定するものとする。

2 本機関は、余裕金等の運用において、複数の金融機関等による引き合いなど、公平・公正な競争を導入する等、収益性を高める方法を原則として採用する。

(運用期間)

第7条 本機関の余裕金等の運用の期間は、次のとおりとする。

- (1) 債券 原則として償還まで10年までとし、最長でも20年までとする。
- (2) 預金 (決済性預金を除く。) 原則として1月までとし、最長でも1年までとする。

(債券の取得価格)

第8条 債券の取得価格は、原則として額面価格又は額面価格未満とする (ただし、金利情勢により主要購入対象銘柄が額面価格を超え、債券購入の余地がない場合又は大きく額面価格を上回らない場合 (額面価格から1%を上回らない場合) には、額面価格を超える水準で取得できるものとする。) 。

(満期保有の原則)

第9条 本機関は、債券や決済性預金以外の預金 (定期性預金) での保管・運用を行う場合は、満期保有を原則とする。ただし、以下に掲げる場合には、理事会の議決を経て、債券の償還前売却や預金の解除を行うことができるものとする。

- (1) 債券の発行体の信用状態が著しく悪化した場合
- (2) 税法上の優遇措置が廃止された場合
- (3) 交付金支払い等の資金需要や目的に従って、資金を取り崩す場合
- (4) その他、予期できなかった売却又は保有目的の変更をせざるを得ない、本機関に起因しない事象が発生した場合

(流動性の確保)

第10条 本機関は、余裕金等の運用にあたって、本機関の運営に支障が生じないように手元流動性に十分配慮するものとする。

(余裕金等運用計画)

- 第11条 決済性預金以外での運用対象資産を保有する業務については、毎事業年度、翌事業年度における余裕金等運用計画を策定し、理事会の議決を経なければならない。
- 2 期中に決済性預金以外での運用対象資産を新規に保有する業務については、運用を開始する前までに余裕金等運用計画を策定し、理事会の議決を経なければならない。

(運用の動向把握)

- 第12条 理事長は、少なくとも半年に1回、次の点について債券等の運用経過の動向把握を行う。
- (1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
 - (2) すべての債券等の個別有価証券の時価
 - (3) すべての債券等の個別有価証券の信用格付け

(理事会・評議員会・総会への報告)

- 第13条 理事会は、余裕金等の運用の経過及び前年度の運用結果について少なくとも年1回報告を受けるものとする。
- 2 評議員会は、余裕金等の運用の経過及び前年度の運用結果について少なくとも年1回報告を受けるものとする。
- 3 総会は、余裕金等の運用の経過及び前年度の運用結果について少なくとも年1回報告を受けるものとする。

(資金の借入れ)

第14条 本機関は、資金が不足する場合又は不足するおそれがある場合には、金融機関等からの借入金により調達することができる。

2 資金の借入れは、電気事業法施行令(昭和40年政令第206号)第4条に定める額から法第28条の5第2項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係る債務の現在額を差し引いた額の範囲内で、理事会の議決を経なければならない。

(金融機関等との取引)

第15条 金融機関等との預金取引、手形取引、その他の取引を開始又は廃止する場合は、理事会の議決を経るものとする。

附則(令和 年 月 日)

この規程は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

(参考) 関連条文 (1/3)

○電気事業法（昭和39年法律第170号）

（区分経理）

第28条の5 1 推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

- 一 広域系統整備交付金交付業務
- 二 第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務
- 三 第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務
- 四 第28条の40第2項第1号に掲げる業務
- 五 第28条の40第2項第2号に掲げる業務
- 六 前各号に掲げる業務以外の業務

（借入金及び広域的運営推進機関債）

第28条の5 2 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下この条及び次条において「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、推進機関は、機関債の債券を発行することができる。

- 2 経済産業大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 第1項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなつてはならない。
- 4 機関債の債権者は、推進機関の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 5 前項の先取特権の順位は、民法（明治29年法律第89号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(参考) 関連条文 (2/3)

- 6 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、機関債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 7 会社法第705条第1項及び第2項並びに第709条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 8 第1項、第2項及び第4項から前項までに定めるもののほか、機関債に関し必要な事項は、政令で定める。

(余裕金の運用)

第28条の54 推進機関は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有
- 二 経済産業大臣の指定する金融機関への預金
- 三 その他経済産業省令で定める方法

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）

(解体等積立金の運用)

第15条の15 推進機関は、次の方法によるほか、解体等積立金を運用してはならない。

- 一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有
- 二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(納付金の運用)

第41条 第15条の15の規定は、納付金の運用について準用する。

○電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）（改正案）

（借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額）

第4条 法第28条の5第3項の政令で定める額は、1,200億円とする。

○広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号）（改正案）

（余裕金の運用方法）

第19条 法第28条の5第3号に規定する経済産業省令で定める方法は、金銭の信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）とする。